

国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」 開始から6年間の状況と現在の取り組み

鳥澤孝之

国立国会図書館が「図書館向けデジタル化資料送信サービス」(図書館送信)の提供を2014年1月に開始してから、2020年1月に7年目を迎える。本稿では、これまでの6年間の状況と現在の取り組みを紹介する。

1. 図書館送信で利用できるデジタル化資料

図書館送信は、国立国会図書館(NDL)等の所蔵資料をデジタル化した画像を「国立国会図書館デジタルコレクション」(デジタルコレクション)¹⁾を通じて、著作権法(昭和45年法律第48号)に則って参加館にのみ提供している。図書館送信資料(2019年7月現在で約149万点)は、デジタルコレクションでインターネット公開していない資料のうち、絶版等で市場での入手が困難な資料で、参加館では閲覧または複製することができる(図1参照)。インターネットではNDLがデジタル化した全資料約272万点のうち約54万点(約20%)しか利用できないが、図書館送信への参加によ



▲図1 図書館送信の利用例(イメージ)

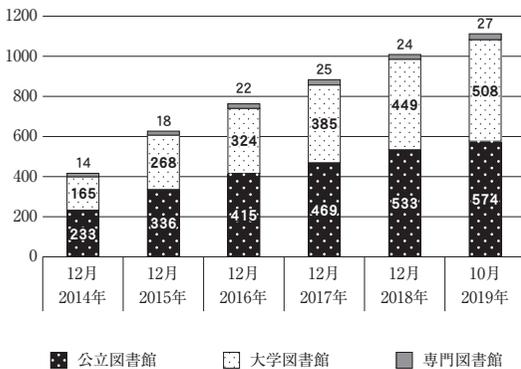
り、図書館送信資料とあわせて約203万点(約75%)を利用することができる(表参照)。これは大規模な都道府県立図書館の蔵書点数に匹敵する。

2. 参加状況

図書館送信の参加館になるには、NDLの承認申請手続を経る必要がある²⁾。2014年12月末時点では412館だったのが、2019年11月1日には、公立図書館、大学図書館および専門図書館³⁾をあわせて1,109館が参加し、年々増加している(図2参照)。「図書館向けデジタル化資料送信サービス参加館一覧」⁴⁾のとおり、全都道府県から参加している。

表 国立国会図書館デジタルコレクション 搭載資料(概数 ※収録点数は、2019年7月時点)

| 資料種別 | | インターネット公開 | 図書館送信資料 | 国立国会図書館館内限定 | 合計 |
|------|----------------------|-----------|---------|-------------|-------|
| 図書 | 1968年までに受け入れた図書等 | 35万点 | 55万点 | 7万点 | 97万点 |
| 古典籍 | 貴重書・準貴重書、江戸期以前の和漢書等 | 7万点 | 2万点 | - | 9万点 |
| 雑誌 | 刊行後5年以上経過した雑誌 | 1万点 | 79万点 | 53万点 | 133万点 |
| 博士論文 | 1991~2000年度に送付を受けた論文 | 1万点 | 12万点 | 1万点 | 14万点 |
| その他 | 官報、憲政資料、日本占領関係資料等 | 9万点 | 2万点 | 8万点 | 18万点 |
| 合計 | | 54万点 | 149万点 | 69万点 | 272万点 |



▲図2 図書館送信参加館数の推移

3. 利用状況

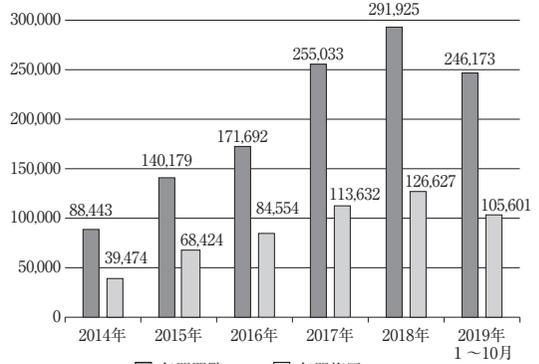
年間閲覧件数および年間複写件数も増加している(図3参照)。2018年には年間閲覧件数は291,925件、年間複写件数は126,627件に達しており、2019年はこれらを上回ると考えられる。さまざまなデジタル化資料を収録し、目次を検索でき、刊行後5年以上経過した雑誌を収録している図書館送信の特長を生かした利用が広がっていると思われる。

4. 参加館へのサポート・情報提供

NDLホームページの「図書館向けデジタル化資料送信サービス(日本国内の図書館員の方へ)」⁵⁾では、参加館での利用をサポートするため、図書館送信の利用統計、よくあるご質問、便利ツール、サービス関連資料、広報資料集などを掲載している。便利ツールの「1クリック検索」は、「明治から昭和前期に刊行された写真集」、「資料の形式による検索(統計・年鑑など)」、「地域の歴史に関する資料(都道府県ごと)」など、デジタルコレクションを1クリックで検索し、欲しい情報をすぐに見つけるのに便利なリンク集である。

NDLが提供する「レファレンス協同データベース」⁶⁾には、図書館送信されている資料を活用したレファレンス事例が数多く掲載されている。

また、2019年3月には、図書館送信の具体的な活用、案内等に資することを企図して、「デジタル化資料活用ワークショップ～図書館送信を使いこなす～」を開催した。参加館の職員および図書館



▲図3 図書館送信資料の年間利用件数

送信に関心のある未参加館の職員が参加し、参加館からの活用事例報告、グループ演習などが行われ、好評を得た。ワークショップで使用した資料は、NDLホームページに掲載しており、図書館送信サービスの活用の参考にすることができる⁷⁾。2020年も2月～3月頃実施する予定である。

NDLの承認申請手続を終えた参加館には、参加館掲示用ポスター(国立国会図書館デジタルコレクション—あなたの探している本がここにあるかもしれません:図4参照)を送付している。

5. 海外機関からの図書館送信の申請受付開始

2018年の著作権法改正により、NDLから海外機関に向けての図書館送信が可能になった。2019年4月から、海外機関からの図書館送信への参加の申請受付を開始した。NDLホームページ(英語版)の“Digitized Contents Transmission Service for Libraries (For Librarians)”⁸⁾では、サービスの特徴、利用できる資料、対象機関⁹⁾、申請書類¹⁰⁾、FAQ、チラシ、問い合わせ先などを英語で案内し、海外機関に広く周知している。

6. 終わりに

蔵書数の限られている図書館では、自館の所蔵資料や契約データベースで利用者からの依頼に対応しきれないケースも多い。しかし、図書館送信を活用すれば、古い資料を中心に、多くの資料をすぐに関連し、著作権法の範囲内で複写すること

が可能になる。また、商用データベースとは異なり、参加館は図書館送信の受信および閲覧提供に際して料金の支払いは不要である。

図書館送信に関するご質問、ご不明点などは、「デジタル化資料送信サービス お問い合わせ窓口」にお気軽にお尋ねいただきたい。

【お問い合わせ先】

国立国会図書館デジタル化資料送信サービス お問い合わせ窓口（関西館文献提供課複写貸出係内）

TEL：(0774) 98-1330（直通）

E-mail：digi-soshin@ndl.go.jp

注

- 1) <https://dl.ndl.go.jp/>
- 2) 承認申請手の詳細は、「第7章 デジタル化資料送信サービス」『国立国会図書館 図書館協力ハンドブック』（https://www.ndl.go.jp/jp/library/handbook/handbook/chapter_7.pdf）参照。
- 3) 「専門図書館」は、著作権法施行令（昭和45年政令第335号）第1条の3第1項第4号～第6号に該当する、法令の規定により設置され、一般公衆の利用に供する業務を行う博物館、美術館、研究所等に限られる。
- 4) https://dl.ndl.go.jp/ja/soshin_librarylist.html
- 5) https://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/
- 6) <https://crd.ndl.go.jp/reference/>
- 7) https://www.ndl.go.jp/jp/event/events/20190307digi_info.html
- 8) <https://www.ndl.go.jp/en/library/dcts/index.html>
- 9) 対象機関は、著作権法施行令第1条の4で「図書館等に類する外国の施設」として「外国の政府、地方公共団体又は営利を目的としない法人が設置する施設で図書、記録その他の資料を公衆の利用に供する業務を行うものうち、次に掲げる要件を満たすもの」と規定している。
 - 一 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国に所在するものであること。
 - 二 司書等に相当する職員が置かれていること。
 - 三 国立国会図書館との間で、絶版等資料に係る著作物の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項その他の文部科学省令で定める事項について協定を締結していること。
- 10) 図書館送信の適法性の根拠である我が国の著作権法第31条3項は、日本国外の利用行為（受信、閲覧、複写等）には適用されない。そのため、申請する海外機関の現地法令で図書館送信が適法であることを証明する“Legality Checklist”に法律専門家等が署名の上、提出する必要がある。また、著作権法施行令第1条の4第3号に基づき（注9参照）、「図書館等向けデジタル化資料送信サービス利用契約書（Agreement for the Digitized Contents Transmission Service for Libraries）」に図書館長等が署名の上、提出する必要がある。



◀ 図4
参加館揭示
用ポスター

（とりさわ たかゆき：国立国会図書館関西館）

[NDC10：016.11 BSH：1. 国立国会図書館 2. 電子資料]